

京都市勸業館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月28日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第106号

京都市勸業館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市勸業館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第4条」を「第5条」に改め、「の各号」を削り、「市長」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条第2号中「市長」を「指定管理者」に改める。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「第7条ただし書」を「第8条ただし書」に改め、「の各号」を削る。

第7条中「第8条」を「第9条」に、「管理受託者（条例第12条の規定に基づき勸業館の管理の委託を受けた団体をいう。）」を「指定管理者」に改める。

第8条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第1号様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に、「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(産業観光局商工部経済企画課)